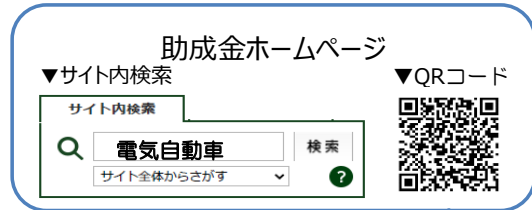


令和6年度

杉並区電気自動車用充電設備導入助成

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（PHV）に充電が可能な普通充電設備及び急速充電設備の設置経費を助成します。

自動車から家庭に給電ができ、非常用電源としても活用可能なV2Hも対象となっております。



申請受付期間	令和6年4月10日（水）から令和7年1月31日（金）まで ※機器設置工事着工の 2週間前まで に申請してください。 ※ただし、申し込みが予算枠に達した時点で申請受付を終了します
完了報告 締め切り	令和7年3月19日（水）まで （必着）
書類提出先 問い合わせ	杉並区 環境課 温暖化対策係 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 西棟7階 TEL 03-5307-0672（直通） 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く月～金）



◇助成金の併用をお考えの方へ◇

国や都の助成金と併用できます（ただし、補助の合計が助成対象経費を超えないこと）。

各助成金の対象や要件等は国や都にご確認ください。

※東京都「**戸建住宅向け充電設備導入促進事業**」との併用はできません。

◆◆◆◆◆ ご注意ください ◆◆◆◆◆

- ◆機器設置の際は、近隣への迷惑にならないようにご配慮ください。
- ◆執拗に契約を急がせる業者には注意し、複数の販売店から見積もりをとることをお勧めします。
- ◆申請する対象機器について、既に区の他の助成を受けている場合、申請できません。
- ◆必要に応じて、区から協力や調査を求める場合があります。

交付申請の要件

既に対象機器の着工をした場合は、申請できません

- ◆ 杉並区内に対象機器をこれから設置予定で、下記の対象者に該当する方。
- ◆ 機器は設置前で、新品であること。またリースでないこと。
- ◆ 助成金対象機器の「機器の要件」を満たしていること。
- ◆ 申請者、契約者、支払者が同一人であること。
- ◆ 過去に本助成金を受けたことのある方（耐用期間を過ぎている方を除く）は、申請不可。
- ◆ 令和7年3月19日までに、完了報告時に必要な書類をすべて提出できること。

申請の対象者

以下①～③のいずれかに該当する方

- ① 杉並区内建物に、対象機器を自ら購入し、設置する杉並区民の方。
 - ・現在、杉並区外にお住まいの方で、完了報告までに杉並区民になる方。
 - ・自らが居住する住宅以外で、所有する杉並区内建築物に対象機器を設置する方。
 - ・土地建物が共有又は自らの所有に属さない場合は、所有者全員の同意を得ている方。
- ② 杉並区内に、所有する店舗や事業所及び、所有する敷地内に対象機器を設置する杉並区内中小企業者（法人、個人事業主）
 - ・代表者が申請時に杉並区内に居住している場合に限る。
 - ・課金の有無を問わないものとする。
- ③ 杉並区内の集合住宅等の管理組合等で、共有部分又はその敷地内に対象機器を購入し、設置しようとする者。

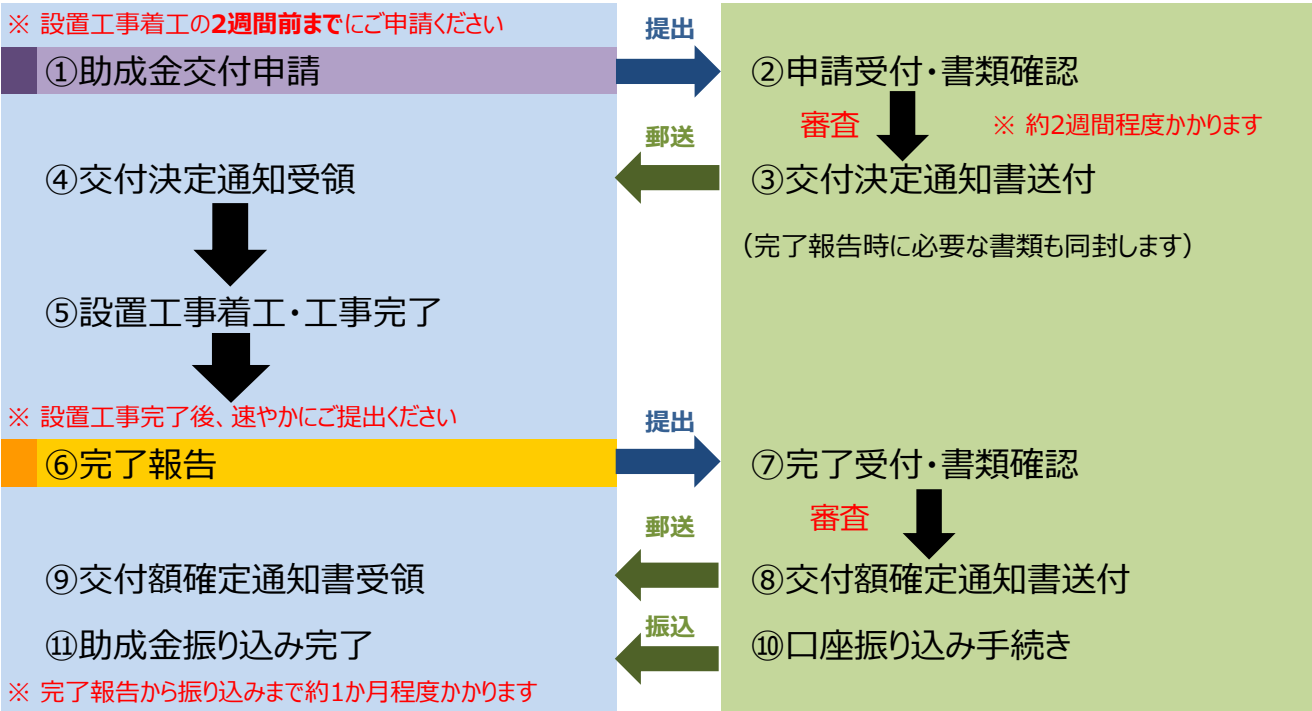
※申請をご検討の場合で②、③に該当する場合は事前にお問い合わせ下さい。

申請手続きの流れ

・窓口または郵送で必要書類を提出してください。
※郵送の場合は別紙「郵送のご案内」をご参照ください。

申請者

杉並区



※ 申請後に内容の変更や中止が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

※ 完了報告後も耐用期間において適正管理し、損傷等や廃棄等が発生する場合は、速やかにご連絡ください。

助成金交付申請時に必要な書類【受付期間】令和6年4月10日（水）から令和7年1月31日（金）まで

※ただし、申し込みが予算枠に達した時点で受付を終了

必ず提出が必要な書類	<p>杉並区内に居住していることが確認できる申請者の本人確認書類（写）</p> <p>・運転免許証（有効期限内） ・住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバー記載不要） ・マイナンバーカード（表面のみ） ・杉並区発行の保険証、医療証（有効期限内。保険番号は黒塗りしてください） ・印鑑登録証明書 等 ※パスポート・社会保険証 等、住所を手書きで記入するものは、居住の証明になりません ※申請時と完了時で住所が異なる方は、申請時の現住所を確認できる書類を提出し、完了報告時に新住所の本人確認書類を提出してください</p>
	<p>交付申請書（第1号様式） …区公式ホームページからダウンロードできます</p>
	<p>契約書又は見積書の写し …対象機器の型式、機器本体価格と工事費の内訳の記載があるもの、あて名が申請者（苗字のみ不可）のもの</p>
	<p>対象機器の型式、形状、規格等が分かるパンフレット・カタログ等の写し</p>
	<p>設置予定場所が分かる設置計画図面の写し（手書き可）</p> <p>設置予定場所の現況写真…撮影日記載（手書き可）</p>

↓↓↓ 以下の申請者は、別途の書類も必要です ↓↓↓

申請者	必要書類
機器を設置する土地、建物が共有又は自らの所有に属さない場合	自らを除く所有者全員の 同意書 （第2号様式） …区公式ホームページからダウンロードできます
販売業者等が本助成金の手続を代行する場合	申請者が代行者を定めたことを示す 確認書 （第3号様式） …区公式ホームページからダウンロードできます
区民で設置建物に居住しない場合	不動産登記の 現在事項証明書 の写し
区内中小企業者で法人	不動産登記の 現在事項証明書 の写し
	商業登記の 現在事項証明書 の写し
区内中小企業者で個人事業主	設置予定場所で事業を営んでいることを証する書類の写し（ 営業許可書、直近の確定申告書等 ）
管理組合等	管理規約の写し
	対象機器等を導入することについて決議されたことが確認できる書類（決議書、議事録など）の写し
	（管理組合の場合）現在の理事長が選任されたことが確認できる書類（決議書、議事録など）の写し （区分所有法第25条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者の場合）管理組合の集会で現在の管理者が選任されたことが確認できる書類（決議書、議事録など）の写し

完了報告時に必要な書類

【受付期間】令和7年3月19日（水）まで

必ず提出が必要な書類	<p>完了報告書（第12号様式）</p>	<p>交付決定通知書と一緒に、区から申請者へ送付します。</p>
	<p>交付請求書（第15号様式）</p>	
	<p>領収書の写し…あて名が申請者（苗字のみ不可）のもの、対象機器価格及び工事費の内訳が分かるもの（但し書き、領収書内訳添付可）</p>	
	<p>対象機器の設置状態を示す写真 及び 本体の型式表示部分の写真 ※撮影日記載（手書き可）</p>	
	<p>対象機器の保証書又は納品書の写し 申請機器の型式がわかるもの</p>	

①②の方は、完了報告時に以下の書類も必要です

①国・都の補助金を申請した方

国・都による補助金の交付額と申請者名が確認できる書類（写）

・交付決定通知書 ・交付額確定通知書 ・申請書控え 等

②申請時と完了報告時で住所を変更した方

杉並区内に居住していることが確認できる申請者の本人確認書類（写）

・運転免許証（有効期限内） ・住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバー記載不要） ・マイナンバーカード（表面のみ）

・杉並区発行の保険証、医療証（有効期限内。保険番号は黒塗りしてください） ・印鑑登録証明書 等 ※住所が印字されたもの（手書き不可）

助成対象機器

機器の種類	機器の要件	助成金の額 (千円未満の端数は切り捨て)	耐用 期間
急速充電設備 (出力10キロワット以上)	一般社団法人次世代自動車振興センター（以下、「センター」という）によって補助対象設備として指定している未使用の設備であること。	契約書もしくは見積書の機器本体価格の1/4とセンターの「充電インフラ補助金制度」の補助金交付上限額のいずれか低い額に設置工事費定額 1万円を合計した額	8年
普通充電設備 (充電用コンセントを含む) (出力10キロワット以下)		契約書もしくは見積書の機器本体価格の1/4とセンターの「充電インフラ補助金制度」の補助金交付上限額のいずれか低い額に設置工事費定額 1万円を合計した額	

・センターのホームページ（<http://www.cev-pc.or.jp/>）に補助対象充電設備の型式一覧表が掲載されています。一覧表に急速充電設備・普通充電設備ごとの補助金交付上限額が記載されています。

・V2Hは、同ホームページに銘柄ごとの補助金交付額が記載されています。

・出力10キロワット以上は急速充電設備、10キロワット未満は普通充電設備に該当します。

【助成金交付額の計算例】

申請する型式が Panasonic製 WK4322 で見積書・契約書に記載の工事費が20,000円、本体価格が6,000円の場合・・・

- ① 見積書・契約書に記載のある本体価格 6,000 × 1/4 = 1,500
- ② センターの「充電インフラ補助金制度」の補助金交付上限額に記載の金額 1,000
- ②の額の方が低いため、こちらが助成金算出過程に採用され、1,000 + 10,000（定額の工事費） = **11,000円** が助成金額となる。

設備の種類	普通充電設備			急速充電設備
	コンセント（ケーブル無し）		ケーブル付き	
	100V	200V	200V	
				
想定される設置場所	戸建住宅、ビル、屋外駐車場、病院、商業施設、時間貸し駐車場、コンビニ 等			商業施設、高速道路SA、ガソリンスタンド、カーディーラー 等
充電時間 (航続距離 160km)	約14時間		約7時間	約30分
設備本体価格例 (工事費は含まない)	数千円（コンセントのみ） ～数十万円		数万円～数十万円	百万円以上

注意事項

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額を変更し、返還を求めています。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 他の助成金と合わせて助成対象経費を超えてしまうとき。
- (4) 杉並区暴力団排除条例に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

